

北のひろめーる

令和８年10月29日
釧路警察署
第　３１　号

飲酒運転を根絶しましょう



飲酒運転をしない、させない、許さない

罰則

▪酒酔い運転　５年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金
▪酒気帯び運転　３年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金

行政処分

●酒酔い運転

呼気１リットル中のアルコール濃度、０．５ミリグラム以上

基礎点数　３５点　免許取り消し　欠格期間３年

●酒気帯び運転

呼気１リットル中のアルコール濃度

０．２５ミリグラム以上０．５ミリグラム未満

基礎点数２５点　免許取り消し欠格期間２年

０．１５ミリグラム以上０．２５ミリグラム未満

基礎点数13点　免許停止期間９０日

※「欠格期間」とは、取消し処分を受けた者が、運転免許を再度取得することが出来ない期間を言います。

飲酒運転は110番！緊急性のない飲酒運転情報は北海道警察ホームページ「飲酒運転ゼロボックス」へ

不明点は、釧路警察署（０１５４－２３－０１１０）まで！！

ストップ・ザ・交通事故　～めざせ　安全で安心な北海道～